

関係団体提出資料

(1) 全国保育協議会	…	1
(2) 日本保育協会	…	4
(3) 全国私立保育連盟	…	8
(4) 全国認定こども園連絡協議会	…	11
(5) 全国認定こども園協会	…	13
(6) 認定こども園連盟	…	15
(7) 全国国公立幼稚園・こども園長会	…	18
(8) 全日本私立幼稚園連合会	…	23
(9) 全国連合小学校長会	…	26

指針・要領改訂に向けた意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 奥村 尚三

全国保育協議会は、公立・私立を問わず保育所・認定こども園を会員とする組織です。全国の認可保育所の約 7 割、認定こども園（保育所型・幼保連携型）の約 6 割は本会の会員施設になります。また、本会のもとには、保育士・保育教諭等の全国組織である全国保育士会があり、約 18 万人の保育士・保育教諭等が会員として、子どもたちの育ちを日々、支えています。

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂にあたり、以下のとおり意見を提出いたします。

1. 「こどもまんなか」の理念に基づいた見直しを図ってください

- こども基本法が制定されてからの初めての指針・要領の改訂に際し、「こどもまんなか」の理念に基づいて見直してください。「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（以下、はじめの 100 か月の育ちビジョン）」には、『『こどもの誕生前から幼児期まで』は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期である』『『こどもまんなか』の発想に立ち返れば、年齢や学年の事情で引かれた線が、こどもの育ちの大きな切れ目にならないよう、環境（社会）の不断の改善を図っていく必要がある』と記載されています。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも 2、3 号認定子ども、1 号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう、またすべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

2. 子どもの育ちには養護と教育の視点が必要です

- はじめの 100 か月の育ちビジョン」には、『『こどもの誕生前から幼児期までの育ち』の最たる特徴は、『アタッチメント（愛着）』の形成と豊かな『遊びと体験』が重要』『乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、(略)『アタッチメント（愛着）』を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな『遊びと体験』を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素である』という記載があります。

- 子どもの育ちには養護と教育の視点が必要であり、子ども一人ひとりに寄り添って、その発達段階に応じた養護と教育の提供が必要です。保育はこれまで『アタッチメント（愛着）』を基盤として、人や環境との出会いの中で、豊かな『遊びと体験』を提供し、「養護と教育の一体的提供」を行っていますが、指針・要領等の見直しにあたっては、養護と教育の視点で検討することが重要です。

3. 子どもの育ちをともに見通せる視点を盛り込んでください

- 近年、自らの子どもを出産するまで子どもと関わったことのない保護者や、コロナ禍のなか実習経験の少ない保育士・保育教諭等が増えています。現行の保育所保育指針は「乳児保育」「1歳以上3歳未満児の保育」「3歳以上児の保育」に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「乳児期の園児の保育」「満1歳以上満3歳未満の園児の保育」「満3歳以上の園児の教育及び保育」として、子どもの育ちの基本的な事項を記載していますが、こうした保護者や保育士・保育教諭等が子どもの育ちを見通すことができるよう、育ちの過程をより見えるようにすることが必要です。
- また、保護者の働き方によっては、長時間保育、週6日登園してくる子どももいるのが現実です。保護者と保育士・保育教諭等がともに子どもの育ちを喜び合うことができるよう、子育て家庭との連携を重視する文言を強化するとともに、保育所等の開所時間のあり方を検討することも必要です。

4. 子どもの権利擁護の視点の強化が必要です

- 改正児童福祉法に基づき、子どもの権利擁護の視点を強化する必要があります。子どもの主体性を育むためにも、子どもの声を聞くことの重要性や子どもの意見表明を支える視点などを記載することが必要です。

5. 質の向上に向けた組織的な取り組みをより明記してください

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。
- 「職場における研修」において、「日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要」と記載されていますが、何をどのように学ぶのか、記載することが必要です。

6. 指針・要領等のねらいを達成するために、環境の整備を図ってください

- 子どもたちにしっかりと向き合い、指針・要領等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務です。1歳児については加算措置が示されましたが、質の高い保育の実施を目的とした職員配置基準改善としては、加算要件を課すことは本来の主旨に則さないため、さらなる改善が必要です。

- 応答的なかわりが重要となる 2 歳児の配置基準についても、あわせて検討することが必要です。さらに、「アタッチメント（愛着）」を基盤とする視点および、多発する災害から子どもたちを守る視点から、0 歳児の配置基準についても、検討することが必要です。
- また、近年子どもの発達個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増えています。アレルギー等も含め、配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等も含めて、配置のあり方について精査し、指針・要領等のねらいを達成できるよう、環境の整備を図れるよう、指針・要領等の見直しにあわせて検討するよう要望します。

第1回保育専門委員会(R7.10.22)における意見等について

社会福祉法人日本保育協会

I 現行の「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」下(H30.4以降)における保育実践の成果と課題

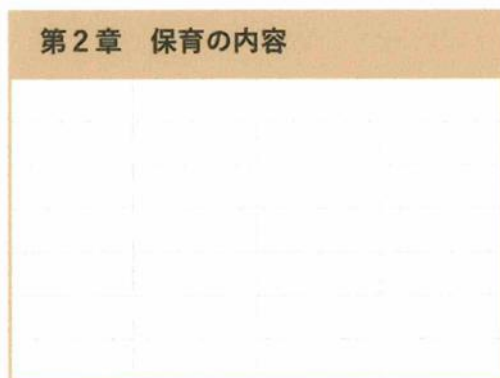
- (1) 就学前の「こどもの成長過程」に即し、重要なキーワードにより、きめ細かく記述されているため、これを確実に実践すれば、成果は大きい。
半面、ピンポイントで確認したい場合、多岐にわたって網羅的に編纂されているため、理解に至るまで手間と時間がかかる。
→「指針」、「要領」は解説書を含めるとかなりの頁数(400ページ弱)
- (2) 構成(作り方)として、各柱建ての下に枝分か類的に、該当頁にジャンプできるようにすると、現場としてはありがたい。
また、ICTの活用が進んでいるため、パソコン、タブレット、スマートフォン等、代表的な端末から簡素にアクセスできる仕様を期待するとともに、若年層の文字離れが進んでいるので、視覚的に認識するために、「解説書」に関してはデザインの工夫が必要と考える。(参考)
- (3) 保育者が、「主体的な活動」を「子どもが思うがまま、やりたいようにやらせること」と勘違いしているのではないかと思うことがある。小学校教諭から「座って授業を受けられない、勝手に席を立ち歩く子どもがいて、授業に支障をきたしている」との嘆きを耳にしている。

(参考)

デザインイメージ

* テーマごとに色分けし解説書も検索しやすいようページの端を同じ色にする。

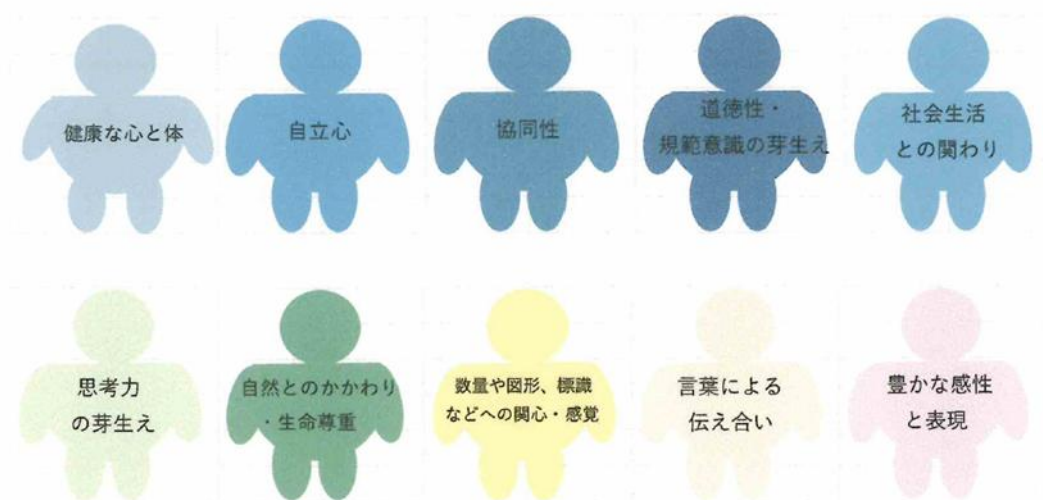
【保育所保育指針】



【保育所保育指針解説書】



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



Ⅱ 次期改定に向けた期待

(1) 大きな視点としては、

- ① 今後も継続していくもの(教育・保育の普遍性)
 - ② 時代に応じて変えていくもの
- という二点で、検討していただきたい。

(2) 特に上記②の「時代に応じて変えていくもの」については、現行指針・要領では想定していない制度的な動きとして、

- ① 令和3年に成立、施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」との整合性
- ② 「こども基本法」、「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」との整合性
- ③ 「令和7年4月に成立した改正児童福祉法について（児童虐待防止対策関係）」との整合性
→いわゆる「保育者の不適切な対応（不適切保育）」については、現行の「指針」・「要領」で不十分であったかの確認も必要であると考え。
- ④ 「こども性暴力防止法」との整合性
- ⑤ 令和8年度に給付化される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」との整合性
は必須と考える。

(3) 次期「学習指導要領」の改訂では、「主体性」について、「思考」に組み込んだ再編を検討されており、主体性を尊重する重要性は継承する上で、「権利の主体」と「行為の主体」の整理、また0歳児から有する「子どもの意思表示権」、「学ぶ権利」等に関しても盛り込まれることを期待する。保育士が「主体性」の意義や育み方について理解を深めていない場合、子どもの自発性や社会性の発達に影響を及ぼす可能性があり、将来的な集団行動や自己決定力の形成に課題が生じることが懸念される。（就職→早期退職→無職・非正規→安定した収入がない→結婚できない→子どもを持つことができない→少子化の進行）

(4) 関連して、発達障害など特性を持つ子ども等、多様な子どもたちについては、その子の強みを伸ばす支援について、さらに掘り下げる議論をお願いしたい。

(5) 人口減少下を反映した「指針」・「要領」とする必要性

① 人手不足（保育士、調理員、看護師等）の対応

保育の環境を維持（守る）視点で、配置ではなく、多職種・他職種連携による地域包括支援の構築。

② こどもへの対応

「異年齢保育」や「インクルーシブ保育」をどのように展開していくのか。「こどもの発達支援」や「こどもの主体性」を考慮し、検討する必要がある。

(6) 現行「指針」・「要領」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、大人目線なので、一考を要するかもしれない。

(7) 「幼保小の架け橋プログラム」について「指針」・「要領」に盛り込まれるのであれば、地域やスタッフの習熟度を含めて、現在の取り組み状況や課題を整理した上でお願いしたい。

保育所保育指針改訂に関する意見書

令和7年10月22日
(公社)全国私立保育連盟

1. 意見提出の趣旨

現在検討が進められている保育所保育指針の改訂にあたり、現場の保育実践を通して感じている課題と、これからの保育のあり方について、下記のとおり意見を申し上げます。なお、本意見書は「公益社団法人 全国私立保育連盟 保育・子育て総合研究機構」が行ってきた各種研究事業を基にしています。

私たちは、子どもも大人も「自分たちの手で自分たちの暮らしをつくる」存在として、安心して自己を発揮できる生活の場をつくることを大切にしています。

そのうえで、保育が家庭や社会と共にある営みとして、より豊かな共生の文化を育んでいくことが、次期指針において重要であると考えます。

2. 意見の内容

(1)子どもとともに「自分たちの手で自分たちの暮らしをつくる」保育の重視

保育所は、生活や遊びを通して子どもが自らの手で暮らしを形づくる場である。子どもの主体性を尊重し、保育者もまた「子どもの暮らしの共創者」として、環境・関係を共に築いていく姿勢を明確に位置づけていただきたい。

また、地域や家庭と連携し、「自分たちの暮らし」を共に考える文化を社会に広げていく視点を盛り込むことを求める。

(2)乳幼児期における連続的な育ちの保障

乳児期からの切れ目のない子どもの成長を保障する観点から、「はじめの100か月の育ちビジョン」と連動した指針を示していただきたい。

また、(1)や幼稚園教育要領の前文に示される目指すべき方向性の重要性も踏まえ、それを実現するために必要な具体的な取り組みも併せて明示していただきたい。

【幼稚園教育要領前文】

『一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。』

(3)「子どもも大人も安心して自己を発揮できる暮らしの場」としての保育所の明確化

現指針には子どもの声や意思、権利の尊重について十分な記述がないため、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもを権利の主体として位置づけ、その「最善の利益」を保障する視点を明確にする必要がある。

また、保育所は子どもだけでなく、保護者・保育者を含むすべての人が尊重され、安心して自己を表現できる場であるべきである。心理的・身体的安全性が確保され、互いの違いを認め合いながら関係を築く重要性を指針に明示していただきたい。

さらに、インクルーシブへと向かう保育の理念を、すべての人に開かれた形で再整理することを望む。

(4)「安心と挑戦の循環」が生まれる保育環境の促進

子どもが新しいことに挑戦したり、主体的に考えたりするためには、まず「安心」が基盤として必要である。

その安心感の中で生まれる小さな挑戦が、次の自信と成長につながっていく。保育所が、失敗を恐れずに試みることができる「安心と挑戦の循環」を育む場であることを、指針の理念として位置づけていただきたい。

また、保育者もこの循環の中で子どもと共に学び続ける存在であることを明記してほしい。

(5)「できない自分を安心してさらけだせる場」の保障

子どもの成長や表現には個人差があることを前提に、成果よりも過程を尊重する保育を推進する文言を充実させていただきたい。

同時に、保育者自身が悩みや試行を共有し、支え合いながら学び続けられるチーム文化を形成する重要性を明記してほしい。

「失敗」や「つまずき」から学びが生まれ、その過程で育まれた信頼を土台として自己発揮へ繋がるという保育の文化を、次期指針では基盤概念として位置づけていただきたい。

(6)「遊びは学び、学びは遊び ～やってみたいが学びの芽～」の理念の明確化

遊びの中には、子どもの意欲・探求心・創造性など、すべての学びの源がある。遊びと学びを分けて捉えるのではなく、遊びを通して「やってみたい」という気持ちが生まれ、それが学びの芽として育っていく過程を大切にしていきたい。

指針においても、「遊び＝学び」の視点を明確にし、保育者が子どもの「やってみたい」を受けとめ、共に展開できる柔軟なカリキュラムのあり方を示してほしい。

(7)「他者や他の存在と共に探求し創造していくカリキュラム」への転換

子どもと保育者が対話を重ね、共に考え、試行を通して学び合う保育課程を推進する方向を一層明確にしてほしい。

同年齢・異年齢・地域住民・自然など、多様な他者や、他の存在との関わりを通じて育ちが深まることを、指針の中に明確に位置づけていただきたい。

また、計画・実施・評価の各段階において「共に創る」「共に学ぶ」視点を評価軸として整理いただきたい。

(8)小学校との接続を意識した育ちの連続性と保育環境の明確化

幼児期の保育で育まれる「主体性」「対話」「探究心」「協働的な学び」は、小学校以降の学びの土台となる。保育と小学校教育の連続性を意識し、育っていく姿とその背景を一層明示していただきたい。

さらに、具体的な環境構成の視点や実践的な仕組みも示し、乳児も含めて現場にわかりやすい指針とすることも望む。

【例として、以下のような環境が考えられる】

- ・子どもが保育者や仲間と対話し、相互理解を深められる環境
- ・探究心を促す問いかけが自然に生まれる環境
- ・思考や経験を図・絵・素材などで視覚的に表現できる環境
- ・気づきや思いを多様な方法でアウトプットできる環境

(9)保護者・家庭・社会と「ともに考え」、保育の価値を共有する仕組みの明確化

保育は園内だけで完結するものではなく、家庭・地域社会との協働の中で発展する生活文化の営みである。

保育所がその実践を社会に開き、保護者や地域とともに子どもの姿を見つめ直す機会を大切にすることを推進してほしい。

保護者が「保育の理解者」とであると同時に、「子どもと暮らしを共につくる仲間」として参画する視点を明示していただきたい。

さらに、社会全体が「子どもを真ん中にした暮らし」を共有・対話するための仕組みづくりについても、国として方向性を示していただきたい。

(10)総括:保育を「共に生きる文化」を育む社会的営みとして再定義すること

次期保育所保育指針においては、保育を「子どもの育ちを支援する専門的实践」であるとともに、「共に生きる社会を築く営み」として再定義していただきたい。

子どもと大人が共に育ち、響き合いながら暮らしていく“生活の場”としての保育所の意義を明確に示すことを要望する。

3. 結び

保育所は、子どもたちが日々の暮らしを通して他者と出会い、互いに影響し合いながら成長する場である。同時に、保育者・保護者・地域社会の大人たちが共に学び合い、支え合う「共生の場」でもある。

次期保育所保育指針において、こうした“安心と挑戦”“遊びと学びの連続性”を大切にしたい保育の視点がより一層明確に示されることを、現場から強く願う。

意見書

現行の指針・要領については全体的に乳幼児期の重要性を踏まえたきちんとした構成になっていると考えている。その一方で、各施設類型間でも指針・要領の捉え方が異なることがあるなど、指針・要領という3つのナショナルカリキュラムがあることで、行政や現場が混乱し、それを十分活用できていないのではないかと考える。次期指針・要領については国が求める内容等への理解が進み、全ての自治体や各施設で保育の質の向上につながっていくような枠組みや工夫が必要ではないかと考えます。

1. 少子化が進む中で、各家庭の子育ての考え方がより多様化していくことが考えられる。できれば、指針・要領の内容が、子どもを育てる保護者にもわかりやすく伝わっていく工夫を求めたい。さらには、現状の保育者不足を踏まえると、外国籍や配慮を必要とする人材（特に文字を読むことが苦手な職員等）が、今後、保育の世界で活躍することも考えられる。そう考えると、誰が読んでも指針・要領が理解できるように、例えば、具体的な写真や絵を差し込んだ資料や動画などが作成されるなど、子どもにかかわる誰もが何を大事に保育を進めれば良いのかがわかる情報発信をしていただきたい。
2. さらなる教育・保育と小学校教育との接続の円滑化をお願いしたい。
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有などを通じて、幼保連携型認定こども園と小学校教育との連携が強化された一方で、主体的な子どもの育ちについては、一斉的な授業を積み重ねてきた小学校関係者からみると、教育観や子ども観を大きく変えなければならないと理解できない部分もある。遊び込む中で育っている力（10の姿も含めて）や、学びにつながっている幼児教育の重要性を、小学校にもわかるように、その枠組みなどをもう少し工夫する必要性があると考えます。
3. 指針・要領の中には、子育て支援が強調された一方で、少子化の影響もあって、社会的な風潮として、乳幼児期の保育施設で子育て支援というと、保護者の要望を受けて、子どもを長時間預かるなど、保護者に向けてサービスのことが充実していることだと誤解されている現実がある。子育て支援についてはより丁寧な記述が求められるのでは無いでしょうか。
4. 異常気象が進む中で、外で遊ぶことができない日程も増えている。極度の豪雨・猛暑において安全確保等の考えも深めていく一方で、保育内容として、外に出て自然に触れ、探究していくような遊び方をどのように進めていくかについてもきちんと示していただきたい。
5. こども家庭庁が示したはじめの100か月の育ちビジョンはとても大事だが、指針・要領になると、保育園、幼稚園、認定こども園という類型別に作成されていることで、現場から見ると、類型によって使う言葉が変わるなど使いづらい面がある。例えば、給食なども、類型別で取り扱いが大きく異なるた

め、施設内でも対応はばらばらになる。このようなことが解消されるよう検討をお願いいただきたい。

6. 過疎化が進む市町村のことを考えると、子どもの存在はとても貴重である。子どもが元気なまちが、これからの地域を支えていくことになる。そう考えると、今回の要領指針でも地域とともに子どもも育つという視点を強調していただきたい。

次期幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂に向けた意見

現行指針・要領下における保育実践の成果については「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」により、「学びに向かう力」が広く認識され、さらに「遊びが学び」であることの認識が醸成され、保育現場では、遊びが子どもの育ちが豊かになるという認識がいつそう強くなったように感じております。また、指針・要領の内容が共通化されたことにより、施設種別による保育内容の違いが是正されたように感じております。

次期指針・要領への期待としては、こどもまんなか社会の実現のために、真にこどもひとりひとりの育ちの姿に目を向けた改訂議論となることを強く望んでおります。

さらに、認可及び認定施設において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づき保育を行うことは幼児教育・保育給付を受ける全ての施設の大前提であり、『参考にするもの』や『あるだけのもの』ではないことを改めて十分に周知され、教育・保育要領の内容が日本の幼児教育・保育施設全体の共通言語として実施されることで『すべてのこどもの最善の利益』が保証されることを強く望み、以下の通り意見申し上げます。

1. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領への一本化

幼保連携型認定こども園が、幼児教育・保育施設の機能面において、全てのこどもの類型及び子育ての支援部分の全てを網羅している施設である。これまでの改訂では「保育所保育指針」及び「幼稚園教育要領」を改訂した後、まとめるような形での改訂であったかと思うが、機能の面から考えても、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」がすべてのこどもを網羅する形で改訂した上で、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に分割するようなイメージをもっていただきたい。

さらに、幼保連携型以外の認定こども園が保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき保育を行うこととなっていることから、現実には、保育所指針にも1号部分の記載が必要であり、幼稚園教育要領にも2.3号部分の記載が必要である。旧来の保育所だから2.3号、幼稚園だから1号という概念を取り除き、どの要領・指針においてもすべてのこどもを網羅した一貫して一体的な改訂となるべきである。

2. 現行の『第3章幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項』について

現行の『第3章幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項』については、もはや幼保連携型認定こども園のみに特筆した事項ではなく、どの施設でも当然に配慮すべき事項であるため、名称の変更、記載内容の修正が必要であると考えます。

3. 『こども基本法』、『はじめの100か月の育ちビジョン』を踏まえた記載

『こども基本法』を踏まえた「こどもが権利の主体」であることを大前提とする内容記載の必要性があり、『はじめの100か月の育ちビジョン』を踏まえた、幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上の重要性については必ず記載されるべき項目であると考えます。

4.『災害への備え』への追加記載

『災害への備え』については、昨今の災害の増加を踏まえ、保護者との連絡体制や引き渡し方法に留まらず、園児の安全が担保されるまでの一定期間、園で過ごすことを想定する備えが必要なのではないか。

5. 人間関係、コミュニケーションの重要性

昨今の小学校でのいじめの低年齢化、不登校割合の増加傾向に対し、保育内容における5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の中でも、特に人間関係、コミュニケーションの重要性を付記し、これまで以上に保育教諭とこどもとの関わりを記載する必要があるのではないかと加えて、子育ての支援について、現行では、同一年代のこどもとその保護者中心の子育ての支援の記載内容となっているが、産前産後や小学校以降の支援の重要性を明記する必要があるのではないかと。

6. 保育現場に即した評価の仕組みの実現を

平成27年度の新制度施行以来、評価については、加算項目がありながらも、認定こども園としての評価の実現には至っていない。保育現場において、保育内容に関するPDCAサイクルをまわし、保育の質の維持と向上を実現するためにも、評価項目及び評価体制の整備と構築を望む。

7. 教育・保育要領の内容を実現するために本改訂と併せた制度の修正を

どんなに素晴らしい内容ができたとしても、それを実現することが困難な環境や状態であれば、絵に描いた餅になる。教育・保育要領の内容が実現されるために、どのような整備が必要かという視点で周辺制度の修正を同時に行っていただく必要があると考える。具体的には、配置基準の推進、保育者の処遇改善に加え、公定価格基本分単価に含まれる人件費についても実態に即したものとなるよう検討いただきたい。また、園運営を行う園長・副園長・主任等の管理職が常に学び続けるための研修の必須化、さらに、保育教諭の免許・資格の統一化、子育て支援員制度等についても併せて検討いただき、すべてのこどもの最善の利益を実現できる保育環境整備に尽力いただきたい。

以上

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 改訂に向けた意見書

1・保育目標の設定について

現在の要領では、「認定こども園法第 9 条」に基づく 6 つの保育領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現・生活)に加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という別の目標的記述が並列的に存在し、二重の目標があるように見えることが現場の混乱を招いている。

- ・ 「第 9 条の目標」は理念的かつ抽象的で、子どもの資質・能力の育成を目指す、その評価や可視化が困難。
- ・ 一方、「育ってほしい姿」はより具体的で可視化可能な子どもの成長イメージであり、保育の実践において重要な指針となる。

「育ってほしい姿」は「第 9 条の目標」の結果として位置づけているが、現場では両者の関係が不明確で、並列的に捉えられてしまいがちのため、「育ってほしい姿」を上位目標(到達点)とし、「第 9 条の目標」をそのための手段・道筋として記述すべきではないか。

文書構成の制約は理解しつつも、現場の混乱を避けるために明確な記述や説明の工夫をして頂きたい。

※3 歳以上の教育内容では、一例を挙げると「(2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」「(3) 進んで戸外で遊ぶ」「(4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」とあり、5 領域すべての内容を同義語反復的に捉え、理解するには高度なりテラシーが必要となる。

2・乳児保育の「内容」と「内容の取扱い」の混在による課題

● 現状の問題点

- ・ 保育指針において、保育士の関わり(配慮・支援)と子どもの活動や発達の姿が混在しているため、指導計画作成時に混乱が生じている。
- ・ 例えば「保育士の愛情豊かな受容」などの表現は、「内容」ではなく「内容の取扱い」に記すべき。
- ・ 主語が一文の中で保育士と子どもで入れ替わる文が多く、読みづらくなっている。

● 提案

- ・ 「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を明確に区分する。
- ・ 「内容」は基本的に子ども主体で記述する。
- ・ 「保育士の対応」は「内容の取扱い」または「基本的事項」として整理する。

文章表現・構成の再考

● センテンスの長さや主語の混乱

- ・ 長文で複数の意図が含まれる表現は、伝えたい主旨が曖昧になる。
- ・ 主語が保育士なのか子どもなのか不明瞭な記述がある。

● 改善提案

- ・ センテンスは主語と述語を明確にし、できる限り短く。
- ・ 子どもの行動と保育士の配慮は、別文として記述。
- ・ 例:「子どもが身近な人と関わろうとする」→「そのために保育士は応答的に関わる」など、役割を分けて表現。

3 歳未満児の特性を踏まえた記述の必要性

保育指針では「未熟性」「病気への抵抗力の弱さ」に言及があるが、以下の2点も加え、計4点として整理すべき。

(ア)個人差の大きさ

- ・ 発達や興味関心、行動に著しい個人差があること。
- ・ 保育士は子どもの多様性を理解し、焦らず個別に寄り添う姿勢が必要。

(イ)未分化であること

- ・ 乳児期は、運動・感情・言語などが分化しておらず、感情が全身で表現される。
- ・ 意図的な行動や論理的な理解は難しく、一斉保育のような指導は避けるべき。

構成上の具体的なポイント

項目	指摘	改善提案
「ねらい」	保育士と子どもの視点が混在	子ども主体で表現する。保育士の配慮は「内容の取扱い」に。
「内容」	保育士の支援と子どもの活動が混在	主語を明確化し、役割分担を反映した記述へ
「内容の取扱い」	長文でわかりづらい	センテンスを分けて明快に、主語の統一を図る
「遊び」や「表現」	保育士の設定から始まるが多い	乳児の主体性を尊重し、子ども発の行動をベースに構成する

3・自然成長論的に映る

現在の「教育・保育要領」や「保育指針」は、ねらいや内容において年齢幅を大きくとっており、大綱的・抽象的であるがゆえに、「子どもは自然に育つ」という自然成長論的な印象を与えることがある。その結果、現場では「自由保育」や「コーナー保育」が重視されすぎ、保育が「放任的」になりがちな園も見受けられる。

確かに子どもの自発性や個人差を尊重することは重要だが、それだけでは「道徳性」や「協同性」「数量や文字への関心」など、いわゆる「10の姿」のいくつかは十分に育まれない。これらは、意図的・計画的な関わり、特に「一斉保育」の中でこそ育つ面が大きい。

そのため、特に年長児においては、「自由保育」と「一斉保育」の両方を取り入れた保育の「ハイブリッド型保育」の導入は必要である。今後の保育要領や指針には、自発性を尊重しつつも、計画的な指導も柔軟に取り入れられる内容が求められても良いのではないかな。

※「年齢で限定しない」「発達には幅がある」「個人差に留意する」といった観点は非常に重要だが、それに加えて、子どもの発達には「レディネス(内なる準備期)」という概念も欠かせない。

(1). 要領・指針の抽象性による現場の困難

- 発達課程の様な指標がなく、現場が具体的な指導計画を立てにくい。
- 現在の「教育・保育要領」や「保育指針」は、子どもの自発性や個人差を重視する姿勢を強く打ち出しており、記述も抽象的・包括的であるため、一部では「子どもは自然に育つもの」と受け取られる「自然成長論的」な印象を与えている

(2). 「自由保育」偏重のリスク

- 子どもが「好きなこと」だけをする状態に陥りやすい。
- 集団生活で求められる規範・協調性などの育成に課題が残る。
- 小学校への接続においてギャップが生じる(例:授業中に座ってられない)。

保育者の視点・課題

- 「自由保育」に偏る中で、保育者が「教えること」を避ける風潮があり、教育的意図を持った関わりが難しいという声がある。
- 「自由保育」と「一斉保育」をバランスよく行うには、専門性と判断力が求められるが、それを支える研修制度や行政支援が必要かと。

(3). 「一斉保育」の再評価

- 特定の能力・態度(「10の姿」のエ・ウ・クなど)は、一斉保育的な関わりの中で育まれやすい。
- 現行の要領・指針の柔軟性は維持しつつも、ある程度の発達過程を示し、「一斉保育」的関わりの意義を再評価する内容を盛り込んでも良いのではないかと。
- 園の裁量や創意工夫を認めながらも、質のばらつきを防ぐために一定の指導計画のガイドラインを示すことが望ましいと感じている。その際、「発達のレディネス」の記述は欠かせない。
- 「10の姿」の育成には、「自由保育」だけでなく、「一斉保育」も不可欠ではないかと。
- 現場ではその曖昧さゆえに保育の方向性が偏ることもあり、とりわけ「コーナー保育」や「自由保育」が過度に重視される傾向が見られる。その結果、指導の計画性や一貫性が担保されず、「放任保育」と捉えられかねないケースも存在している。

国際的な視点からもスウェーデンやドイツなどでも、自由保育に加えた「教師の介入」の必要性が議論されており、国際的にも「完全な自由」は主流ではありません。

「教育・保育要領」や「保育指針」が「子どもの自発性や個人差の尊重」を重視することは大いに意義があります。しかし、それだけでは不十分であり、計画的・意図的な指導の重要性も明確に位置づける必要があります。それは、「自由保育」と「一斉保育」を対立構造で捉えるのではなく、発達段階や目的に応じて最適に使い分ける「ハイブリッド型保育」が必要ではないかと考えます。

次期幼稚園教育要領等の改訂に向けた提言 —国公幼が果たしてきた役割と今後に期待すること—

令和7年10月22日
全国国公立幼稚園・こども園長会

幼児教育の質の向上と全ての子供に対する教育機会の公平な保障は、我が国の未来を左右する極めて重要な課題です。次期幼稚園教育要領等の改訂を目前に控えた今、全国国公立幼稚園・こども園は、公教育の中核を担う立場として、その成果と課題を明確にし、国の教育政策に資するため、以下のとおり、提言を行います。

1. 現行幼稚園教育要領等に基づく実践の成果

幼稚園教育要領等の理念は、生涯にわたり大切にすべきものであり、その価値は崇高で普遍的です。国公立幼稚園・こども園の教員は幼稚園教育要領等を一語一句丁寧に学び、その意味を探究し、実践に結び付けてきました。各園では、遊びや生活を通した学びを子供の主体性や発達に即して構想し、長期・短期の指導計画に落とし込み、計画と実践を往還させています。これにより、生活習慣の定着や人間関係の形成、主体性、学びに向かう力など、幼児期に不可欠な資質・能力の育成が国公立幼稚園・こども園を通じて着実に育まれています。

質の高い幼児教育とは、幼児教育において育みたい資質・能力が、幼稚園教育要領等に基づく実践により一人一人の幼児に育まれている教育だと考えます。しかしながら、育まれた資質・能力を小学校入学時に測ることはできません。それでも、小学校以降、生涯を通して続いていく学びに、子供自身が自ら向かっていくことができているかについて、その時その時の子供の姿によって幼児期に育まれていたかどうかを想像し確かめることはできるのではないのでしょうか。今、ここでは見えない力、計れない力を、未来を想像しながら育んでいるという自負をもって、日々取り組んでいます。

2. 国公立幼稚園・こども園が果たしてきた役割

国公立幼稚園・こども園は、営利を目的とせず、国及び自治体の公的責任の下に運営されてきました。公平性・安定性・包摂性を兼ね備え、所得や家庭環境に左右されず、全ての子供たちに教育機会や教育内容の保障をする唯一無二の教育機関です。また現在、障害等により支援を必要とする園児は在籍園児総数の約15%にのぼり、地域の支援拠点としても重要な役割を果たしています。

これまで長年に渡り、幼稚園教育要領等に基づき、質の高い幼児教育を実践するとともに、公開保育や研究発表を通じて、他の幼児教育施設に専門的知見やノウハウ、幼児教育のスタンダードを提供することにより、地域の幼児教育の質向上を牽引し支えてきました。また、研究・研修に裏打ちされた実践の積み重ねにより、教員の資質能力の向上を図り、熟練した教員の技能を継承し、行政機関や他の幼児教育施設に人材を輩出する役割も担ってきました。

また、保護者の教育参画を拡大し、地域ぐるみで子供を育む文化を醸成するなど、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、地域との協働が日常的に進められているところです。

こうした国公立幼稚園・こども園における幼稚園教育要領等に基づく教育実践の蓄積は、まさに国及び地域の財産であり、決して失ってはならない教育資源であると考えています。

3. 現行幼稚園教育要領等下における課題と期待される改善・充実の方向性 (幼児教育の本質の維持・継承について)

幼稚園教育要領等の理念は幼児教育の本質であり、今後も維持・継承すべきものであると考えます。特に、幼児教育において「環境を通して行う教育」を基本とすることや、遊びを通しての総合的な指導を中心とすることは堅持すべきであり、このことは、小・中・高等学校教育までの一貫性のある教育の礎になると考えます。

幼稚園・こども園においては、幼児期の発達を踏まえた、幼児期にふさわしい教育を行うことが、これまでも、これからも、幼児教育の根幹です。

例えば、「英語遊び」や「体育遊び」などと「遊び」という言葉を用いてはいるものの、それが幼児の思いと離れた教員主導の活動の押し付けである場合もあることは憂慮すべきことです。自発的な活動としての遊びは幼児期特有の学習です。幼児が遊びそのものに没頭し夢中になって試行錯誤する過程にこそ学びがあります。幼児から「やってみたい」という思いが湧いてくるような環境の構成・再構成や、語り掛け、共感などの援助を、教員の役割として引き続き重視いただきますようお願いします。

なお、近年、価値の多様化が進み、遊びが様々な捉え方をされている実態を大変危惧しています。幼児期の遊びを通した学びが全て教科学習に着地するような説明や、幼児の興味・関心とは無関係に、教科学習の前段階としての個別の活動を体験すべきものとして示すような発想は、幼児教育が大切にしてきた心情・意欲・態度の育成をむしろ阻害するものになりかねません。幼児教育においては、幼児の体験を教員が一方的に関連付けるのではなく、幼児自身の中で関連し学びとなっていくことを支えることが大切です。こうして育まれる学びの芽が小学校以降の各教科等の学習の基盤となっていると考えます。幼児の思いから様々な遊びや活動が始まるということを改めて確認いただきますようお願いします。

(これからの子供たちに育みたい資質・能力について)

生成AIなどのデジタル技術が日々進展し、価値の多様化が進む予測困難な時代において、生涯学び続け、自らの人生を舵取りするには、主体性や協働性を育むことがますます重要となっています。子供たちが成人を迎えるころに、自分が社会の一員であることを自覚し、自分を高めよりよく生きていこうとする心情・意欲・態度が育まれていることが望まれます。そのためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育において、育みたい資質・能力が育まれ、小学校以降の学びの基盤となっていることが重要です。

幼稚園・こども園等では、幼児がありのままの自分を受け入れられる心地良さや嬉しさを感じることを積み重ねることによって得られる“自分は存在しているんだ”という安心感をもとに、見たい、触りたい、知りたい、分かりたいなどの欲求を表出・表現し、それが教員や友達と共にする園生活の中で満たされていく過程で、自分を取り巻く環境の意味を捉えていくことを大切にしています。身の回りの環境（ひと・もの・こと）と関わりながら捉えていったことは、その幼児が身に付けてきた資質・能力です。身体

を動かして遊ぶことの心地良さ、友達と一緒に取り組むことの楽しさ、不思議に感じたことを確かめる面白さ、できるようになって味わう達成感とできるようになるまで取り組んだ自分についての気付き、一緒に喜んでくれる友達の存在のうれしさなどが、その幼児の中で意味のあることとして関連付いていく。このことが、資質・能力を一体的に育むということであると言えます。これからも、一人の人としてまごとの幼児を見て資質・能力を育んでいく幼児教育であり続けることを望みます。

（教育課程の編成、計画と実践の往還について）

幼児教育においては、人の発達の道筋に添って、幼児が身の回りのひと・もの・ことと直接身体を触れ合わせることで、いわゆる体験を積み重ね、体験と体験がその幼児の中で関連をもったり、経験化されたりするように支えています。そのため、幼児が入園から修了までの長い期間の中のどこかで、成長に必要な体験をし、それが関連付けられるよう、長期の見通しをもって保育しています。それがいわゆる教育課程です。各園ではこの教育課程を基に、月単位・週単位等の指導計画等を立てて、日々の保育（実践）を行っています。小学校以降と大きく違うのは、各教科等の学習のようにAができるようになったら次にBを学ぶというように、学ぶ内容の明確な順序性が示されていないことです。一人一人の幼児の中でどのように過去の体験が生かされるか、どの体験とどの体験がつながっていくかは分からないからです。だからこそ、教員は、例えば、幼児が季節を感じる体験をすることができるよう、緻密に計画を立てることでタイミング逃さずに保育に取り入れるようにしています。一方で、この時を逃すと次にいつ体験できるか分からないような偶発的な事象や現象との出会いを柔軟に保育に取り入れています。教員は、多様な体験が関連性を持ち、体験が積み重なって経験となっていくことを、これまでの実践を通して実感しています。そして、指導計画を立てることによって幼児の体験を予想することの重要性と、記録等による実践の振り返りや幼児理解に努めることの必要性を理解しています。指導計画はあくまでも予想される幼児の姿に基づいて立てるものであり、実際の保育で幼児が何を楽しみ、どのような体験をしたと考えられるかを丁寧に読み取り、どのような資質・能力につながると考えられるかの見通しをもって、翌日、翌週、翌月の幼児の姿を予想して計画を立てていきます。予想される幼児の姿が実際の姿とあまりにもかけ離れてしまわないよう、幼児の姿をできるだけ確に予想できるように、日々記録を取って幼児の体験を捉えようとしているのです。こうした営みを、休むことなく延々と続けているのが幼児教育の実践であり、この営みによって、幼児教育において育みたい資質・能力が一体的に育まれていくものと考え、国公立幼稚園・こども園では、一人一人の教員が主体性をもって指導計画の立案や幼児の姿に基づく改善に取り組んでいます。

施設類型や設置者に関わらず幼児教育の一層の充実が図られるよう、この営みがなぜ大切でどのように幼児に必要なのかを広く社会に発信いただき、質の高い幼児教育のイメージが社会全体で共有されることを期待します。

（幼児理解に基づいた評価の改善・充実について）

上述のように、幼児期にふさわしい教育の実践においては、幼児の表情やしぐさ、発する言葉など詳細な記録を取り、幼児理解に努めること、その際、幼児理解がより妥当で信頼性の高いものとなるよう、園全体で研修を行い力量を高めることが、今後におい

でも重要です。幼児理解に基づいた評価の一層の改善・充実に向けて、評価は成果主義ではなく、幼児の成長の兆しを観察し、意図的・計画的・一貫性ある援助につなげるべきものであることを再確認いただきますようお願いします。

（幼児教育と小学校教育との円滑な接続について）

「環境を通して行う教育」の理念を軸として、幼児教育から小・中・高等学校教育まで一貫性のある教育が行われるよう、幼稚園教育要領等や学習指導要領に位置付けていくことが肝要です。また、5歳児から小学校1年生までの架け橋期においては、接続期のカリキュラムを形式的に作るのではなく、教育内容の相互理解と実践を通じて、学びの連続性を保障することが重要であり、その成果が初等中等教育全体へ広まっていくことが期待されます。

現在、幼児教育と小学校教育の円滑な接続については、幼児教育施設同士の、いわゆる横の連携も図られるようになってきた成果がある一方、全国的に見ても充足しているとはいえない状況であり、より一層、取組を充実・強化いただきますようお願いします。円滑な接続を図るに当たっては、各園と小学校の両者が、連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互に共通理解を図ることが重要であることから、連携の意識が不十分な地域においては、教育委員会が積極的に関与し、幼児教育センターや架け橋期のコーディネーター等を活用しながら、接続の取組を推進することを望みます。

小学校教員等との相互理解のためにも、幼児教育において育みたい資質・能力と5領域におけるねらい及び内容の関係性や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、多様な解釈による誤解を防ぎ、到達目標と誤解されないよう、丁寧な説明と周知を期待します。

（特別な配慮が必要な幼児等への指導の充実について）

障害等により支援が必要な幼児は、いわゆる健常児と共に園生活を楽しむことができるように様々な工夫が行われることにより、どの幼児も互いに分かり合い、認め合えるようになっていきます。国公立幼稚園・こども園は、こうした指導の在り方を大切にしながら、地域の療育センター等との連携を図るとともに、幼児の発達と学びをつなぐことができるよう個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成なども丁寧に行ってきました。これらの取組の積み重ねによる地域の園としての信頼が、支援の必要な幼児が入園を希望する要因の一つとなっています。

今般の社会状況を鑑みれば、障害のある幼児のほか、言語・文化的背景の異なる幼児なども含め、特別な配慮を要する幼児を包摂する教育を実現できるよう、関係機関との連携も含め、各園の取組を厚くサポートいただきますようお願いします。

4. その他、幼児教育の質の向上のために求められること

- ・ 教育の質の向上を図る上では、教員の資質能力の向上が最も重要です。国公立幼稚園・こども園においても、教員不足は既に全園の約2割に及び、喫緊の課題となっています。教員養成を含め、安定的に人材を確保するための制度や支援策、また現職の幼稚園教諭及び保育教諭のもつ高度な専門性を正當に評価するとともに、資質・能力の向上を図るための支援策について、充実・拡充をお願いします。
- ・ 学級定数について、1学級あたり原則 35 人以下である幼稚園設置基準の見直しが検

討されていると承知していますが、園児たちが安全・安心に過ごすためには、1学級30人では多く、現場感覚においては、20人から25人くらい的人数が適切であると考えています。現在は、国公立幼稚園・こども園の教員の力量や奉仕で賄っているところであり、積極的に見直しを行うべきと考えます。

- ・ 幼児理解を深め、実践を評価し、次の実践につなげることができるよう、記録を取ったり分析したりするための時間を確保できるような支援が必要です。例えば、教員の事務的な仕事のICT化、特に幼小接続のためには、地域の小学校等が用いている校務支援システムとも連携できるような仕組みづくりの支援が望まれます。
- ・ 認定こども園の在り方については、幼稚園型・保育所型・幼保連携型のそれぞれの特徴があり、一律に考えるべきではないと考えます。安易に幼保連携型認定こども園へと移行するのではなく、地域の教育施策や保護者の多様なニーズ、少子化の現状等を踏まえ、幼稚園型こども園への移行や公立幼稚園を残していく選択肢を保障すべきです。

5. おわりに

国公立幼稚園・こども園は、地域の幼児教育の拠点園としての役割、幼稚園教育要領等に則った実践を他の幼児教育施設に浸透させる役割、域内の小学校と幼児教育施設等をつなぐ結節点としての役割、幼保小の架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割、障害のある幼児等も含め、全ての子供に質の高い幼児教育の機会を保障する役割、幼児教育を担う人材を輩出する役割、日々の教育活動を通じて幼児教育の重要性を地域に発信する役割など、様々な役割を果たしてきました。

幼児教育の質の向上には、研修・研究と実践の往還が不可欠であり、実践の場としての国公立幼稚園・こども園の重要性はますます高まっています。また、幼稚園教育要領等の改訂後、全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育が実践されるよう、国公立幼稚園・こども園は、幼稚園教育要領等に基づく実践を積み重ね、幼児教育のスタンダードを体現することにより、新しい幼稚園教育要領等の趣旨の浸透に貢献していきたいと考えています。

そのためにも、各地域において、国公立幼稚園・こども園が維持・強化されることを求めます。各自治体において、安易に廃園や施設類型の転換を進めるのではなく、預かり保育や施設整備等への支援により、既存園を活用した幼児教育の振興を検討いただくことを願います。

全国国公立幼稚園・こども園の園長たちは、国公立幼稚園・こども園に課された責務を十分に感じ、今後も地域の幼児教育の中核として、その役割を果たしてまいります。

全国国公立幼稚園・こども園長会は、地域とともに歩み、子供たちの未来を切り拓く教育を推進し続けます。本提言が、次期幼稚園教育要領等の改訂に際し、国の政策形成に資する有意義な資料となることを強く願い、今後も行政・関係機関と緊密に連携し、教育の質の向上に全力を尽くしてまいります。

以上

令和7年10月22日

質の高い幼児教育の実現に向けて

全日本私立幼稚園連合会

会長 尾上 正史

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

質の高い幼児教育のための施策の推進については、「5歳までの教育が、人の一生を左右する」とノーベル賞受賞のJ・ヘックマン教授が、教育政策を分析し、認知能力・非認知能力両方を育成する幼児教育が他の教育に比して一番効果的で、質の高い教育にもっと予算を振り向けていくことが、将来、社会全体にもたらす利益が大きい事を指摘しています。

平成19年の学校教育法改正により、第1条における学校種の規定順序が変わり、子供たちが初めて出会う学校である幼稚園が最初に規定されるとともに、前回の学習指導要領・幼稚園教育要領等の改訂により、幼児期から小・中・高等学校まで一貫した学力観が貫かれたことは、大変重要な意味をもちます。

小・中・高等学校の教育の土台となる幼児教育を担う幼稚園・認定こども園等において、何を大切にして教育を行うのか、どういった資質・能力を育てていくのかという観点から、これまでの実践や研究の成果を踏まえ、今後の期待・展望について意見いたします。

記

1. 幼児教育の特徴と重要性

幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて、必要な能力や態度を身に付けていく時期であると言われています。こうした幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育では、幼稚園教諭・保育教諭等が、幼児との信頼関係を築き、よりよい教育環境を意図的・計画的に構成・再構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促す「環境を通して行う教育」を基本としてきたところです。

また、幼児期の生活のほとんどは遊びであり、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれていることから、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習である

とされています。このため、幼児教育では、小学校のように教科等による系統的な指導を行うのではなく、遊びを通しての総合的な指導を重視してきました。

本会としては、これから、幼児教育が従前より大切にしてきた、「環境を通して行う教育」や遊びを通しての総合的な指導により、幼児の資質・能力の育成を図ることが重要と考えております。同時に、幼児教育は小学校の準備教育、先取り教育であってはならないと考えております。このため、幼児教育において、学問体系等により区分して指導するような発想をしたり、具体的に到達すべき目標を示したりという形にならないよう留意いただくことも肝要です。引き続き、こうした考えに基づき、幼児教育の改善・充実を検討いただきますようお願いします。

また、子供の発達や学びは連続していることから、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることも重要です。各園では、幼児・児童の交流活動や教職員の合同会議の開催、架け橋期のカリキュラムの作成など、小学校へ様々な働き掛けに努めているところですが、小学校において、接続の重要性が十分理解されていなかったり多忙のため対応が困難だったりする場合もあると聞いております。このため、教育委員会や幼児教育センターなどの行政も一丸となって、設置者を問わず、各地域において幼児教育と小学校教育との接続の推進が図られるよう取り組んでいただくことを望みます。

さらには、こうした幼児教育の基本や重要性について、幼児教育関係者のみならず、保護者や小学校関係者、さらには国民一般に広く理解されるよう、より一層強く発信いただくことを期待します。

2. 直接的・具体的で多様な体験を保障する豊かな環境

質の高い幼児教育を実現する上で不可欠なものは、遊びの中で行われる直接的・具体的で多様な体験を保障する豊かな環境です。その環境の一つである園庭は、戸外での運動遊びの場としてだけでなく、樹木や草花、生き物に触れたり、その土地の気候を肌で感じたりするなど、自然に関わる場でもあり、また、様々な身体の使い方をする遊具や砂場があったり、水遊びができたりするなど、多様な体験を生む環境として教育的価値が非常に高いと考えおります。

また、現代社会では、屋外で子供たちが安心して活動できる場所や時間が減少していることも踏まえれば、園庭の役割はますます高まっていると言えます。

このため、次期要領等においては、園庭等の環境を通して、直接的・具体的で多様な体験を保障し質の高い教育活動が展開されることをより一層重視する方向で検討いただき、各園の教育活動の質の向上を後押しいただけるようお願いします。

3. 幼稚園・認定こども園等に期待されること

本会において全国保護者アンケートを実施したところ、幼稚園や認定こども園等に期待することについては、「友達作りや集団ルールを学ぶこと」を選択した保護者が約24.7%と最も高く、また、幼稚園や認定こども園等で大切にしてほしいことについては、「スキンシップや会話等を通じ、子どもと笑顔で接してほしい」を選択した保護者が約22.7%と最も高かったところです。このように、多くの保護者が、幼稚園や認定こども園等に対して、友達との関わりや家族以外とのコミュニケーションといった点を重視していると思われます。

特に近年、家庭や地域において、兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、他の幼児や家族以外の人々の存在に気付き始める幼児期には、幼稚園・認定こども園等における多数の同年代の幼児との集団生活が非常に重要です。

次期要領等においては、幼稚園・認定こども園等における集団生活を通して、主体性や社会的態度を身に付け、様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていくことを、引き続き、重視いただきますようお願いいたします。

4. 幼児教育の質の向上のための取組への支援

幼稚園・認定こども園等において質の高い幼児教育を展開するためには、幼児と共によりよい教育環境を作り出していく幼稚園教諭・保育教諭等の役割が極めて重要です。教諭らは、高度専門職として、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されています。このため、私立幼稚園等における研修と研究を担っている公益団体である全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、各園が「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）」を通じて、幼稚園教諭・保育教諭等の資質能力の向上とそれに伴う幼児教育の質の向上が図られるよう取り組むなど、様々なサポートをしているところです。

こうした取組が一層活性化し、全国の各園において幼児教育の質の向上が図られるよう、要領等の改訂とともに、幼稚園教諭・保育教諭等の処遇改善、養成の充実、人材確保支援の拡充、主体的かつ計画的な研修受講に向けた制度設計や支援、質の高い教育活動を展開している園への支援など、引き続き、制度の充実や支援策の拡充を図っていただきますようお願いいたします。

以 上

幼児教育 WG・保育専門委員会における関係団体ヒアリングに関する意見書

全国連合小学校長会

○幼児教育全般について

全国連合小学校長会（以下全連小）では、全ての子どもたちの豊かな育ちと学びを保証するためには、学校における指導・運営体制の充実、ICT 環境の整備等を図り、主体的・対話的で深い学びの実現、意欲と情熱をもって教育に取り組む教職員の確保と育成等が不可欠と考えている。

また、連続した子どもの学びを考えた時、小学校教育と幼児期の教育とのより深い結びつきを図ることも重要であると考え。そのためには、幼稚園教育要領等において幼児教育の在り方として示されている、幼児期において学びの基盤を育むことや子どもの好奇心や探究心を育むこと、環境を通した学びの充実を図る等は、小学校教育で実践している個別最適な学びと協働的な学びの実現と共通したものであると捉えている。そして、これからの小学校での授業創造の中核になる考え方でありその実践の充実に努めたい。

中教審への諮問の中で、『「幼保小の架け橋プログラム」の成果と課題を踏まえつつ、幼児教育では「環境を通して行う教育」が基本であることにも留意し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善についてどのように考えるか』と述べられている。そのためにも、現在、改訂作業中の次期小学校学習指導要領改訂の考え方と、次期幼稚園教育要領、次期保育所保育指針、次期幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂の考え方に共通性をもち、今以上につながりを深めるものになることを期待している。

○幼小の接続について

全連小では学習指導要領の趣旨のもと、調査研究活動を行い、教育課程の編成・実施や学校運営において、重視する項目に異校種（幼稚園、こども園、保育園、中学校等との連携等）との接続を意図とした教育計画の実施等を上げている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域における幼保小の直接的な連携が途切れてしまったり、また、各校の立地的事情や時間的な制約から、十分な連携を取ることが難しかったりするところも見られる現状がある。

一方、令和 7 年度の全国学力・学習状況調査の児童質問紙の中で、「地域や社会をより良くするために何かしてみたいと思いますか」という問いに対しての肯定的回答が、昨年度の 83.5%から 81.3%とやや減少しているものの依然として高い数値を示している。このことは、学校の教育活動において地域の関係各所との体験的な交流が高まってきていると捉えることができる。また、幅広い体験を通じて子どもが環境と主体的に関わり、好奇心や探究心を育む環境が計画的に構成されることが重要であり、そのことを広めていこうとする交流が活発になってきているとも考える。

「学びの連続性」の観点から、幼保小の実践的な交流が活発になるような発信および実践例を周知していくこと、幼児から大人までの発達を考慮し、幼児教育を基盤として教育を展開すること、環境を通じた学びを重視し、幼児教育と小学校教育を連携・接続させることが重要であると考ええる。

○必要な条件整備について

今後の地域における幼児期及び幼保小接続の教育の充実に向けては、地区教育委員会の役割が重要と考える。しかし、地域の幼児教育施設は、公私立の幼稚園、保育園、こども園とあり、それぞれの園の教育方針、規模等も様々である。また、保護者の幼児教育に求めることも様々あると推察される。そのような状況の中で、地域の幼児教育の充実を図るためには教育委員会をはじめ地域の自治体の役割がより重要と考える。例えば、「幼児教育センター」といった、教育活動への指導・助言等を行うセンター機能をもった機関を設置し、設置者や施設類型を問わず、「幼保小の架け橋プログラム」の取組の成果を生かした地域の幼児教育の質の向上を図る共通の方策を示していくことも重要であると考ええる。そのためにも、地区教育委員会のみならず首長部局からの発信の充実を図っていくことも重要であると考ええる。